

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和8年(2026年) 7月 7日

札幌市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
		○		北区篠路町拓北、 北区屯田町、 南区白川 等	無	令和5年～令和9年	さっぽろ環境保全型農業会
		○		北区新琴似町、 北区新川 等	無	令和6年～令和10年	株式会社佐々木農産
		○		北区篠路町拓北、 東区中沼町等	無	令和7年～令和11年	札幌農業の会